

(続紙 1)

京都大学	博士 (教育学)	氏名	田村 徳子
論文題目	ブラジルの校長直接選挙制度の機能に関する研究		
(論文内容の要旨)			
<p>本論文は、ブラジルの公立初等中等学校の校長直接選挙制度について論究したものである。ブラジルの公立初等中等学校の一部では 1980 年代以降、校長の任用について教員、職員、保護者、児童生徒が直接投票により選挙する制度が実施されている。本論文はこの世界でも珍しい制度について、その歴史的背景、具体的実施方法、当選した校長の特徴と評価、そしてこの制度がブラジル社会において持つ機能について比較教育的に検討したものである。本論文の構成は以下のとおりである。</p> <p>第 1 章では、まず校長任用制度において教職員、保護者、児童生徒が参加することの論理を探るために、フランス、日本、アメリカ、イギリスの校長任用制度を分析した。その結果、各国の校長任用制度は、地方分権化、学校裁量制、家庭と地域社会の参加、民主化の推進といった社会理念の影響を受けており、これらの国で共通に追求されていることは (1) 平等な代表制、(2) 選び方の民主性、(3) 選ばれる人材の専門性にまとめられることを示した。その知見からブラジルの校長直接選挙制度の有効性を検討するにあたって確認すべき要素は、(1) 当事者が全員参加する直接選挙制度を維持するコストと理念的な支持、(2) 子どもの判断力への評価、(3) 行政のコントロールを担保するしくみ、などであると結論し、これらについて以下の章での分析の指針とした。</p> <p>第 2 章では、ブラジルで校長直接選挙制度が誕生し、展開されてきた経緯を明らかにした。その経緯と背景を筆者は以下のようにまとめている。すなわち、1950 年代からの工業化で都市や農村に貧困層が生まれ、彼らを中心としたキリスト教基礎共同体のなかから、カトリック教会による「解放の神学」が生まれ、パウロ・フレイレの思想・実践を取り入れた民衆教育の活動が生まれて、メンバーを平等に扱うことを基本原理とした直接民主主義を志向する運動が根付いていた。さらに 1970 年代後半からは軍事政権下で、圧政と経済の低迷に対する不満が広がり、社会制度の民主化を求める動きとして、代表の選出にあたって直接選挙を求める風土が形成された。1980 年代の民政移管とともに、この直接選挙を求める風土が公教育の場面にも波及し、教員組合を中心に校長の選出にあたって、職員や保護者、そして児童生徒までも有権者とするべく要求が起こり、政党や政治家がそれを支持したこと、などを明らかにした。</p> <p>第 3 章では校長直接選挙の動向について全国的な傾向を概観した。その結果、ブラジルの校長直接選挙は、連邦直轄区を含む 27 州のうち 16 の州で実施されているが、校長直接選挙を単独で実施している州が 9、校長直接選挙と「試験」を組み合わせている州が 4、「認定」と組み合わせている州が 1、「試験」と「認定」の両方を加えている州が 2 であった。そのほかサンパウロ州では競争試験が行われ、それ以外の州では指名制であった。筆者は、これらの選考方法の組み合わせは、選ばれる校長の高い専門性を確保するための制度であり、選挙単独で行われる場合は、立候補要件の厳格化、</p>			

事後における評価の導入などによってその担保が図られていると結論した。

第4章では、校長直接選挙制度によって就任する校長の特徴を分析した。2015年の国家教育調査研究所（INEP）の調査データなどを用いて、校長直接選挙制度によって就任する校長の（1）個人的属性と、（2）教員からの評価について統計分析を行った。その結果、校長直接選挙制度で就任した校長は、そうでない場合に比べて年齢が高く、学歴も高く、専門性は高く評価される傾向があることが分かった。

つづく第5章と第6章では、それぞれ南部パラナ州と北部パラ州をとりあげ、聞き取り調査などの結果を中心に、選挙の実態や校長の意識などを分析した。パラナ州は、1983年に最初の校長直接選挙を実施した州であり、今日に至るまで校長直接選挙を実施し続けている州である。加えて、同州はブラジルのなかでも社会的、経済的、教育的水準が高いという特徴を持つ。一方、パラ州は2000年代に入り校長直接選挙制度を本格的に導入した州であり、社会的、経済的、教育的水準の低い州である。これらの2つの州はブラジルの校長直接選挙制度の特徴を代表する2つの州であるといえる。

第5章では、パラナ州（クチリバ市）の校長直接選挙の実態について、文献資料と教育長と校長への聞き取り調査をもとに分析した。その結果、同市の選挙での立候補グループ数は9割が2組以下であり、半数以上は1組のみの立候補であった。また立候補の動機は、教職員や保護者からの要望や他者からの推薦があった場合が多かった。また選ばれた校長は将来の教育行政の職員や政治家になることが多い傾向も確認された。

第6章では、パラ州の校長直接選挙の実態について、文献資料と教育長や校長への聞き取り調査をもとに分析した。その結果、校長直選挙は法令化されたといえども、実際には選挙を実施するために設定された基準を満たせない学校が多く、実施できる学校においても、立候補するグループは1つである場合が多く、現職の校長や副校長が多いことがわかった。同州では校長は給与面からみても不人気で、有資格の人材も少なく、校長直接選挙制度はその地域に潜在する校長の有資格者を抽出する機能を果たしていることを明らかにした。

終章では以上の分析から、ブラジルで校長直接選挙が実施されることの機能を分析した。その結果、校長直接選挙制度の機能として、（1）一般的には学校現場と校長の双方にとって不本意とならない人材を開拓する機能、（2）社会的、経済的、教育的水準が高い場合、その地域社会の教育ニーズを政治や行政へと反映するような人材を抽出する機能、（3）社会的、経済的、教育的水準が低い場合には、その地域に存在する限られた有資格者（高学歴者）を校長へ抽出する機能、を果たしていることを明らかにした。

(論文審査の結果の要旨)

本論文は、ブラジルの公立初等中等学校の校長直接選挙制度について論究したものである。ブラジルの公立初等中等学校の一部では 1980 年代以降、校長の任用について教員、職員、保護者、児童生徒が直接投票により選挙する制度が実施されている。本論文はこの世界でも珍しい制度について、その歴史的背景、具体的実施方法、当選した校長の特徴と評価、そしてこの制度がブラジル社会において持つ機能について比較教育的に検討したものである。

本論文は、以下の 4 点において顕著な独創性と高い学術的意義が認められる。

第 1 に、ブラジルの校長直接選挙制度を、フランス、日本、アメリカ、イギリスなどの諸外国の制度と比較することによって、制度の違いを越えて、校長の選出において留意されるべき要素として、(1) 代表制、(2) 民主性、(3) 専門性の 3 要素を導き出したこと。

第 2 に、ブラジルの校長直接選挙制度の場合、児童生徒も投票に参加することから、校長の専門性の担保に弱点があり、それを補うための様々な工夫が行われていることを明らかにしたこと。すなわち、直接選挙単独で行われる場合には、選挙への立候補条件が比較的厳しく設定され、安易な立候補が排除されていること。あるいは選挙と「試験」、選挙と「指名」などの方法が組み合わされ、複数のチェックによって、校長の専門性を確保しようとする制度的工夫がみられることを示したこと。

第 3 に、ブラジルの校長直接選挙制度について膨大な文献資料と数量データの統計分析、広範な現地での聞き取り調査を行い、これまでほとんど研究されていないブラジルの校長直接選挙制度の実態を明らかにしたこと。特に、選挙ごとの立候補グループ数、選出される校長の属性や教育への意識、就任前後のキャリア、教員からの専門性などの評価などを明らかにしたこと。

第 4 に、ブラジルの校長直接選挙制度が社会において果たしている機能について明らかにしたこと。すなわち、ブラジルにおいては住民の政治参加や直接民主主義が高く支持されており、その延長として校長選挙において、できるだけ多くの成員を参加させることが支持され、実現していること。また学校現場と校長の双方にとって不本意とならない人材を開拓する機能、とりわけ社会的、経済的、教育的水準が低い場合には、その地域に存在する限られた有資格者（高学歴者）を校長選挙に抽出する人材発掘機能を果たしていることを明らかにしたこと、である。

一方、本論文の課題としては、次のような点が指摘された。まず、(1) 学校における校長制度は、その養成、研修、資格、転任など、長期的複合的なキャリアとして語られるべきものであるが、本論はそれを選挙（就任）という局面に限りすぎたきらいがあること。(2) 文献資料や聞き取り調査は、選出された校長などを中心に行われているために、本制度に対する肯定的なバイアスがかかることは避けられない点、などである。しかしこれらは、本論文の学術的価値を損なうものではなく、むしろ本論文の高い到達点から期待される、今後の発展への方向性を示すものである。

よって、本論文は博士（教育学）の学位論文として価値あるものと認める。また、平成 30 年 5 月 31 日、論文内容とそれに関連した事項について試問を行った結果、合

格と認めた。

なお、本論文は、京都大学学位規程第 14 条第 2 項に該当するものと判断し、公表に際しては、当該論文の全文に代えてその内容を要約したものとすることを認める（期間未定）。

要旨公表可能日： _____ 年 _____ 月 _____ 日以降